



北海道

帯広児童相談所

# 業務概要

令和4年度(2022年度)版

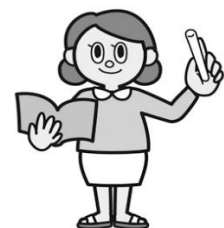
[令和3年度(2021年度)実績]



# 目 次

I 帯広児童相談所の概要		IV 一時保護業務の概要	
1 沿革	1	1 入所の状況	
2 帯広児童相談所の概要		(1) 相談種別一時保護状況	25
(1) 施設の状況	2	(2) 年度別一時保護状況	25
(2) 組織・機構及び業務分担	2	(3) 年齢別一時保護状況	26
(3) 十勝の概況	3	(4) 一時保護における相談種別措置状況	26
(4) 十勝管内市町村の概要	4	2 一時保護所の日課	27
II 児童相談所業務の概要		V 各種事業の実施状況	
1 児童相談の種別と内容	5	1 各種巡回児童相談事業	
2 相談業務の流れと関係機関	6	(1) 巡回児童相談	28
3 相談受理の状況		(2) 在宅障がい児巡回療育相談	28
(1) 年度別相談受理件数	7	2 児童虐待防止対策推進事業	
(2) 相談別受理件数	7	(1) 十勝地域要保護児童対策連絡協議会	28
(3) 経路別相談受理件数	8	(2) 児童虐待対応プロジェクトチーム	28
(4) 年齢別相談受理件数	9	(3) 児童虐待法的・医療的対応機能強化事業	28
(5) 市町村別相談受理件数	10	(4) 児童相談所カウンセリング強化事業	29
(6) 児童虐待相談の概要	11	(5) 児童虐待防止及び里親制度普及啓発事業	29
4 措置の状況		3 市町村児童相談体制整備支援事業	
(1) 相談種別対応状況	18	(1) 市町村児童相談担当職員研修	29
(2) 市町村別施設種別在籍児童数	19	(2) 市町村児童相談担当職員受入研修	29
(3) 児童福祉施設在籍状況	20	4 里親研修事業	29
5 里親・里子の状況		5 関係機関との連携の状況	30
(1) 里親里子の状況	21	6 社会福祉団体の育成指導	30
(2) 市町村別里親里子数	21		
(3) 里親の年齢構成	21		
(4) 里子の年齢構成	21		
(5) 里子の委託期間	21		
III 判定業務の概要			
1 診断及び検査の状況			
(1) 相談種別心理判定実施状況	23		
(2) 心理診断実施状況	23		
(3) 諸証明等交付状況	23		
(4) 心理学的検査及び心理治療・カウンセリング実施状況	24		
(5) 心理学的検査の実施件数内訳	24		
(6) 心理療法の実施件数内訳	24		

お子さんの心配なことをご相談ください。  
専門職員がお聞きし、必要に応じて心理判定や  
医師による診断をして様々な観点から  
援助の方法を考えていきます。



# I 帯広児童相談所の概要

## 1 沿革

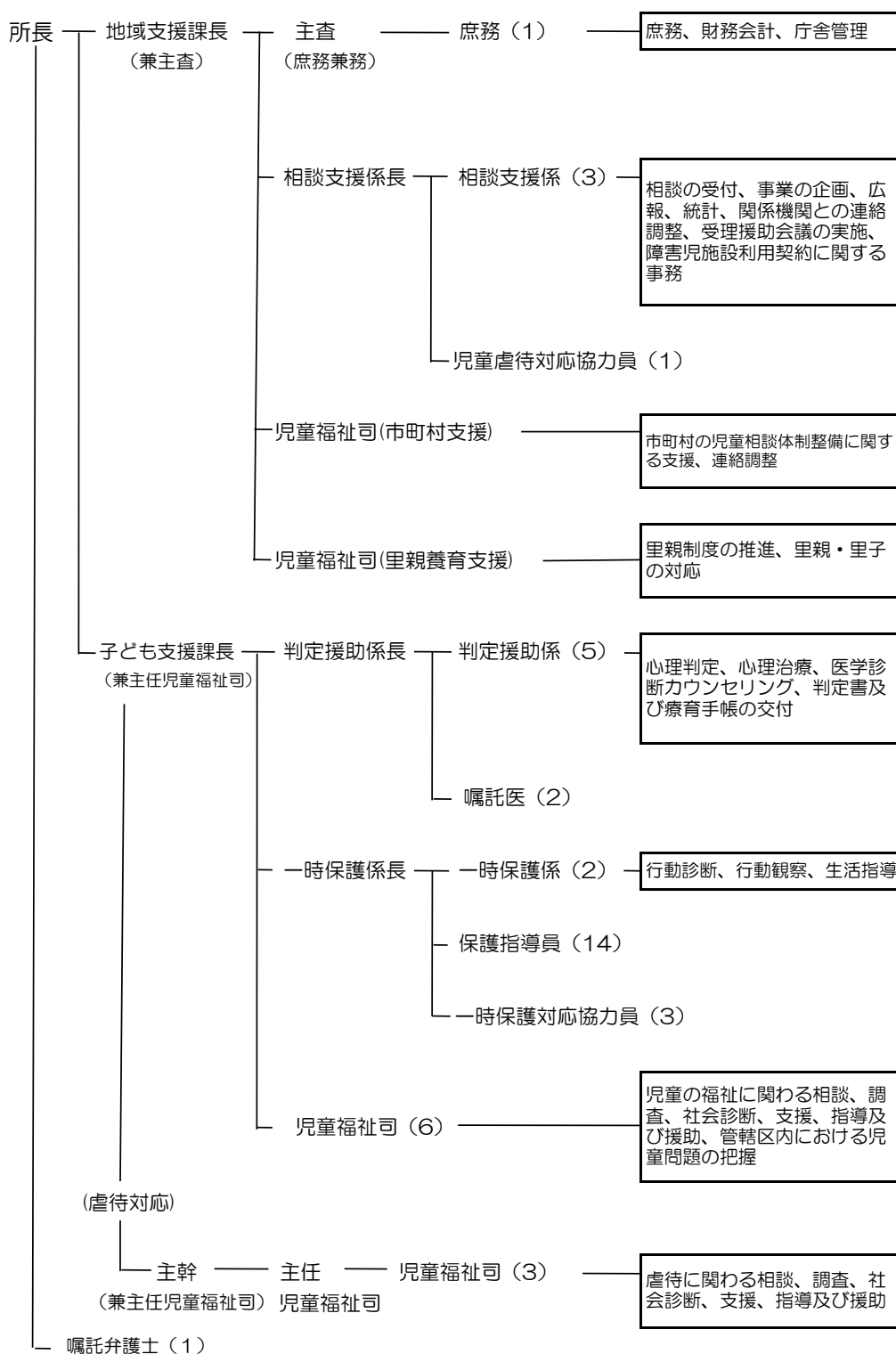
昭和23年	7月10日	設置：北海道条例第32号により、帯広児童相談所として、帯広市東3条南11丁目17番地所在の帯広市立保育所の一部を借り上げ、事業を開始。管轄区域を十勝支庁管内（帯広市を含む）と定める。
昭和25年	12月16日	新庁舎に移転：帯広市東5条南13丁目に移転新築。
昭和26年	8月23日	組織機構の改正：従来に係制を廃し、庶務、相談、判定、一時保護課の四課制となる。
昭和45年	3月15日	庁舎の移転改築：帯広市東2条南24丁目14に移転改築。
平成 4年	4月1日	組織機構の改正：主任児童福祉司、地域活動福祉司を配置。
平成13年	4月1日	組織機構の改正：児童福祉司1名暫定、児童虐待対応協力員（非常勤）1名配置。
平成14年	4月1日	組織機構の改正：従来に係制を廃し、地域支援課、指導援助課の二課四係となる。
平成16年	4月1日	組織機構の改正：十勝保健福祉事務所児童相談部となる。
平成17年	4月1日	組織機構の改正：児童福祉司1名増、一時保護（虐待通告）対応協力員（非常勤）配置。
平成22年	4月1日	組織機構の改正：十勝総合振興局保健環境部児童相談室となる。主査（里親）配置。
平成23年	2月21日	新庁舎に移転：帯広市東1条南1丁目1-2に改築移転。
平成26年	4月1日	組織機構の改正：指導援助課を子ども支援課に改称。主任児童福祉司1名専任配置。
平成29年	4月1日	組織機構の改正：児童福祉司1名増。
平成31年	4月1日	組織機構の改正：児童福祉司1名増。
令和 2年	4月1日	組織機構の改正：帯広児童相談所となる。主幹、児童福祉司(市町村支援)を配置。主査(里親)を児童福祉司(里親養育支援)とする。児童福祉司1名増。
令和 3年	4月1日	組織機構の改正：児童福祉司1名増。判定員1名増。

## 2 帯広児童相談所の概要

### (1) 施設の状況

敷地面積	3,412.44㎡
建物面積	1,277.63㎡
管理部門	875.00㎡
一時保護部門	402.63㎡

### (2) 組織・機構及び業務分担（令和4年10月1日現在）



### (3) 十勝の概況

「十勝」という地名は、管内を流れる十勝川をさすアイヌ語「トカプチ」からとられています。

十勝川が日高山脈を背景として悠々と流れる姿は十勝の象徴でもあり、延長156km、北海道3位の長さを誇り、十勝川水系には平野を潤す大小200あまりの河川が流れ込む、まさに十勝の母なる川です。

十勝の開拓は、富山、岐阜などの民間開拓移民により進められ、山深い自然や大雨で氾濫する十勝川と立ち向かい、不屈のチャレンジ精神で幾多の困難を乗り越え、少しずつ畑を開いていったものです。

以来、130年余り、十勝は寒冷な気象条件にありながらも、恵まれた土地資源を活かし、近代技術の導入や土地基盤整備事業を進めながら、農業を主要産業として栄えてきました。

十勝管内は、1市16町2村で構成され、日本最大の食糧基地としての役割が期待されています。



面積	10,831.24km <sup>2</sup>
人口	332,648人

※令和2年度国勢調査による

(4) 十勝管内市町村の概要

項目 市町村名	人 口	児 童 人 口 (18歳未満)		世 帯 数	小 学 校	中 学 校	特 別 支 援 学 校	幼 稚 園	保 育 所	保 育 所 型 認 定 こ ど も 園	幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園	児 童 福 祉 施 設
	(人)	(人)	人口比率 (%)	(世帯)	(校)	(校)	(校)	(園)	(所)	(園)	(園)	(カ所)
音更町	43,576	7,113	16.3%	18,306	11	5	0	2	4	0	4	0
士幌町	5,848	892	15.3%	2,522	3	1	0	0	1	0	1	0
上士幌町	4,778	644	13.5%	2,495	1	1	0	0	0	0	1	0
鹿追町	5,266	876	16.6%	2,252	5	2	0	0	0	0	1	0
新得町	5,817	697	12.0%	2,847	3	3	1	1	2	0	0	0
清水町	9,094	1,120	12.3%	4,158	2	2	0	1	2	1	0	0
芽室町	18,048	3,073	17.0%	7,238	4	3	0	2	3	0	0	0
中札内村	3,884	650	16.7%	1,684	2	1	1	0	1	1	0	0
更別村	3,080	494	16.0%	1,311	2	1	0	2	1	0	0	0
大樹町	5,420	697	12.9%	2,593	1	1	0	0	3	3	0	0
広尾町	6,387	762	11.9%	3,001	2	1	0	0	2	1	0	0
幕別町	25,766	3,895	15.1%	11,013	9	5	1	2	5	0	0	0
池田町	6,294	674	10.7%	2,966	3	1	0	1	1	0	0	0
豊頃町	3,022	350	11.6%	1,354	2	1	0	0	1	0	0	0
本別町	6,618	702	10.6%	3,099	3	2	0	0	0	0	1	0
足寄町	6,563	899	13.7%	3,095	4	1	0	0	1	1	0	0
陸別町	2,264	243	10.7%	1,051	1	1	0	0	0	0	0	0
浦幌町	4,387	493	11.2%	1,992	2	2	0	0	1	1	0	0
町村計	166,112	24,274	14.6%	72,977	60	34	3	11	28	8	8	0
帯広市	166,536	23,503	14.1%	80,104	26	14	3	13	29	0	0	4
合 計	332,648	47,777	14.4%	153,081	86	48	6	24	57	8	8	4

1 人口、児童人口及び世帯数は令和2年度国勢調査による。

2 学校・幼稚園・特別支援学校数は令和3年学校基本調査による。

## II 児童相談所業務の概要

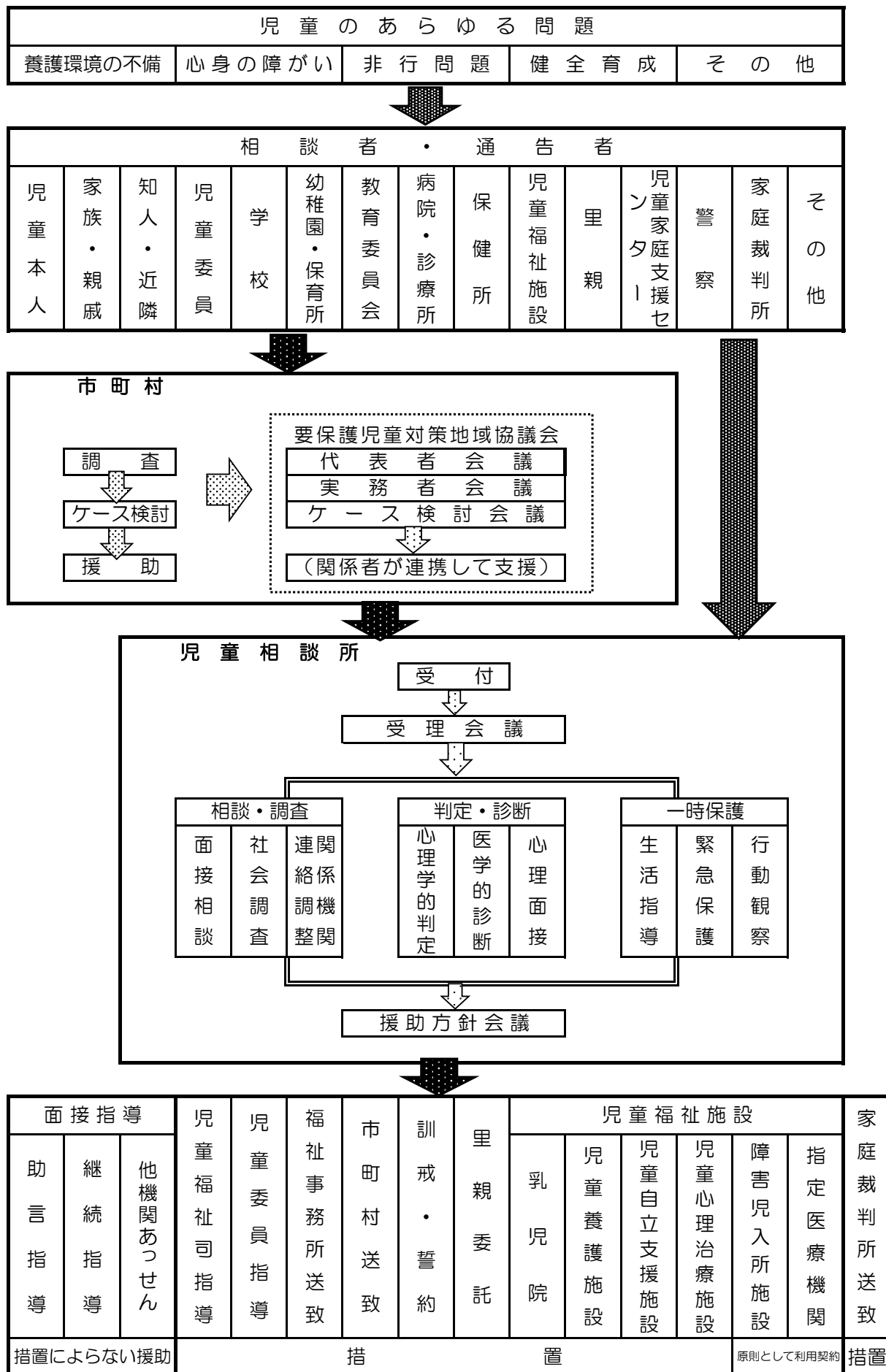
児童相談所は、児童福祉法第12条に基づいて設置され、市町村の児童相談業務への援助とともに、専門的な知識及び技術を必要とする児童に関する相談に応じ、社会診断、医学・心理学的診断、行動診断を行い、それらに基づき必要な指導・処遇を行う児童福祉行政の専門機関です。

### 1 児童相談の種別と内容

18歳未満のすべての児童が、その適性に応じて健やかに成長するため、あらゆる相談に応じており、相談内容を次のように区分しています。

相談種別		内 容
養護相談	児童虐待相談	保護者が行う次の行為に関する相談(児童虐待の防止等に関する法律第2条) <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的虐待…身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為</li> <li>・心理的虐待…言葉による脅かしや拒否的態度などで心を傷つける行為</li> <li>・性的虐待…性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆</li> <li>・ネグレクト…心身の健やかな発達を損なうような不適切な養育、監護心の怠慢、安全に対する重大な不注意や無関心</li> </ul>
	その他の相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働、服役等による養育困難児に関する相談</li> <li>・迷子、被放任児等環境的問題を有する児童に関する相談</li> <li>・養子縁組に関する相談</li> </ul>
保健相談		未熟児、虚弱児、肥満、小児喘息、精神疾患などに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	身体の不自由な児童や運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	目や耳の不自由な児童に関する相談
	言語発達障害相談	ことばの発達の遅れなどの心配に関する相談
	重症心身障害相談	重度の知的障害と肢体不自由を併せ持つ児童に関する相談
	知的障害相談	知的障害のある児童に関する相談
	発達障害相談	自閉症状、学習障害、注意欠陥多動性障害等のある児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	家出、深夜徘徊、乱暴、虚言癖、性的問題などに関する相談
	触法行為等相談	盗み、恐喝などの法律に触れる行為があり、警察から通告のあった児童に関する相談
育成相談	性格行動相談	内気、緘黙、反抗、家庭内暴力などの性格行動に関する相談
	不登校相談	学校に行けない、行きたがらないなどの不登校に関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊びに関する相談
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談

## 2 相談業務の流れと関係機関

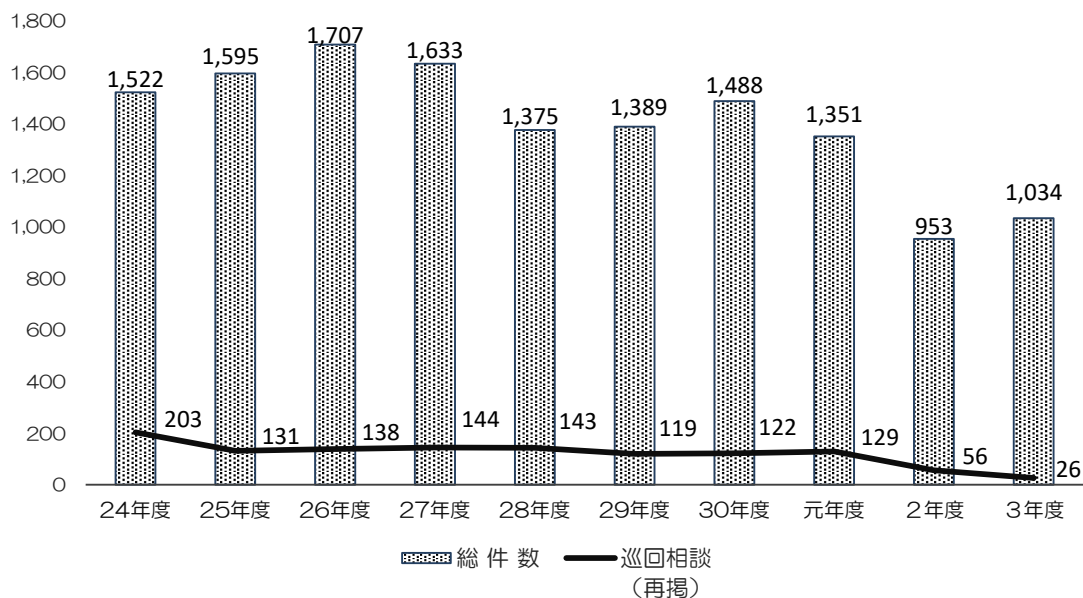




### 3 相談受理の状況

#### (1) 年度別相談受理件数（10年間の推移）

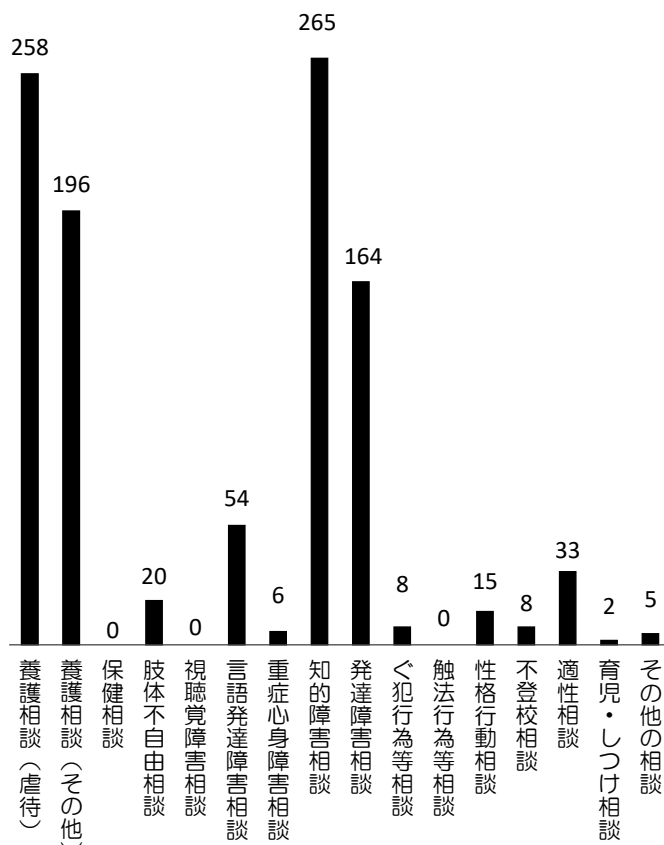
年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
総件数	1,522	1,595	1,707	1,633	1,375	1,389	1,488	1,351	953	1,034
巡回相談 (再掲)	203	131	138	144	143	119	122	129	56	26



#### (2) 相談別受理件数

##### ① 令和3年度相談受理件数

相談種別	件数
養護相談（虐待）	258
養護相談（その他）	196
保健相談	0
肢体不自由相談	20
視聴覚障害相談	0
言語発達障害相談	54
重症心身障害相談	6
知的障害相談	265
発達障害相談	164
＜犯行為等相談	8
触法行為等相談	0
性格行動相談	15
不登校相談	8
適性相談	33
育児・しつけ相談	2
その他の相談	5
計	1,034

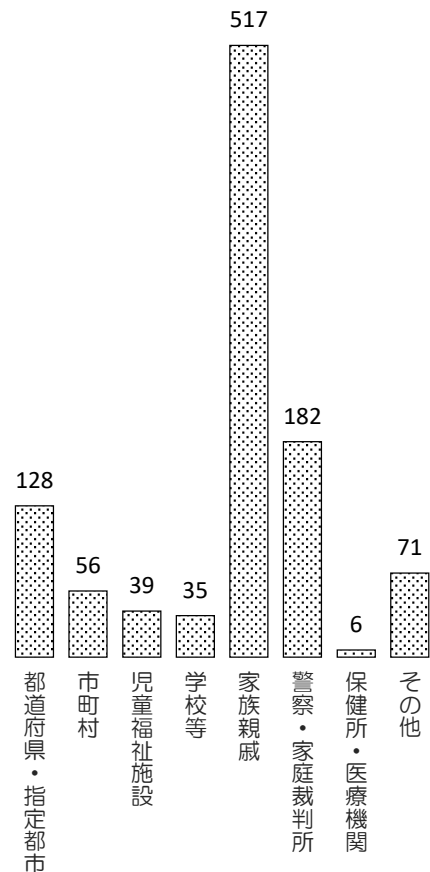


②相談種別男女別5年間の推移

相談種別 年 度		養護相談		保健相談		障害相談		非行相談		育成相談		その他の相談		合 計	
		件数		件数		件数		件数		件数		件数		件数	
29 年度	件数	562		0		657		14		147		9		1,389	
	男	259	303	0	0	515	142	12	2	95	52	4	5	885	504
	割合	40.5%		0.0%		47.3%		1.0%		10.6%		0.6%		100.0%	
30 年度	件数	591		0		747		15		125		10		1,488	
	男	293	298	0	0	519	228	6	9	80	45	6	4	904	584
	割合	39.7%		0.0%		50.2%		1.0%		8.4%		0.7%		100.0%	
元 年度	件数	480		0		699		18		153		1		1,351	
	男	252	228	0	0	475	224	6	12	101	52	0	1	834	517
	割合	35.5%		0.0%		51.7%		1.3%		11.3%		0.1%		100.0%	
2 年度	件数	464		0		415		11		61		2		953	
	男	239	225	0	0	280	135	8	3	38	23	1	1	566	387
	割合	48.7%		0.0%		43.5%		1.2%		6.4%		0.2%		100.0%	
3 年度	件数	454		0		509		8		58		5		1,034	
	男	240	214	0	0	326	183	5	3	35	23	3	2	609	425
	割合	43.9%		0.0%		49.2%		0.8%		5.6%		0.5%		100.0%	

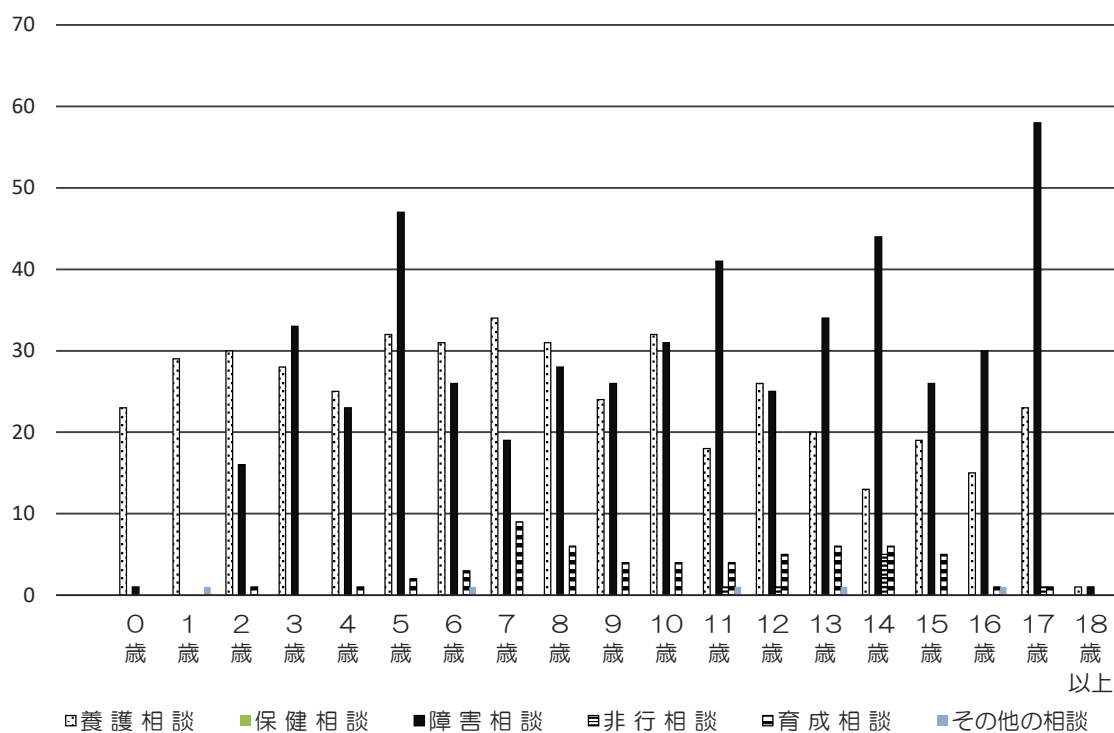
(3) 経路別相談受理件数 (令和3年度)

年 度	都道府県・指定都市	市町村	児童福祉施設	学校等	家族親戚	警察・家庭裁判所	保健所・医療機関	その他	合計
29 年度	99	224	49	33	670	230	4	80	1,389
	7.1%	16.1%	3.5%	2.4%	48.2%	16.6%	0.3%	5.8%	100.0%
30 年度	126	219	41	45	716	255	10	76	1,488
	8.5%	14.7%	2.8%	3.0%	48.1%	17.1%	0.7%	5.1%	100.0%
元 年度	87	196	49	47	709	176	6	81	1,351
	6.4%	14.5%	3.6%	3.5%	52.5%	13.0%	0.4%	6.0%	100.0%
2 年度	81	78	55	25	419	204	6	85	953
	8.5%	8.2%	5.8%	2.6%	44.0%	21.4%	0.6%	8.9%	100.0%
3 年度	128	56	39	35	517	182	6	71	1,034
	12.4%	5.4%	3.8%	3.4%	50.0%	17.6%	0.6%	6.9%	100.0%



(4) 年齢別相談受案件数（令和3年度）

種別	年齢																		計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳		18歳以上
養護相談	23	29	30	28	25	32	31	34	31	24	32	18	26	20	13	19	15	23	1	454
保健相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害相談	1	0	16	33	23	47	26	19	28	26	31	41	25	34	44	26	30	58	1	509
非行相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5	0	0	1	0	8
育成相談	0	0	1	0	1	2	3	9	6	4	4	4	5	6	6	5	1	1	0	58
その他の相談	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	5
計	24	30	47	61	49	81	61	62	65	54	67	65	57	61	68	50	47	83	2	1,034



※養護相談の年齢・種別内訳

種別	年齢																		計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳		18歳以上
虐待	15	14	19	17	15	17	16	21	22	15	19	14	17	6	3	11	11	6	0	258
その他	8	15	11	11	10	15	15	13	9	9	13	4	9	14	10	8	4	17	1	196

(5) 市町村別相談受案件数（令和3年度及び5年間の推移）

相談種別 市町村名	養 護 相 談	保 健 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 相 談	重 症 心 身 障 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	く 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ つ け 相 談	そ の 他 の 相 談	合 計	2年度	元年度	30年度	29年度
音更町	73	0	1	0	4	0	41	18	1	0	1	1	3	0	1	144	116	180	193	167
士幌町	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	6	5	9	26	23
上士幌町	4	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	8	8	15	12	7
鹿追町	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	7	11	16	21	30
新得町	2	0	1	0	0	0	6	4	0	0	0	0	0	0	0	13	18	21	48	13
清水町	16	0	2	0	0	0	6	4	0	0	0	0	2	0	0	30	21	35	34	13
芽室町	8	0	1	0	1	0	8	8	0	0	1	0	0	0	0	27	19	59	78	37
中札内村	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	7	13	14	16
更別村	0	0	0	0	1	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	7	6	13	8	9
大樹町	5	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	2	0	0	13	12	27	29	27
広尾町	0	0	5	0	0	0	4	1	0	0	0	0	4	0	0	14	25	40	31	20
幕別町	45	0	0	0	0	0	20	5	1	0	0	1	0	1	0	73	61	82	73	72
池田町	3	0	0	0	1	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	10	9	19	23	20
豊頃町	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	9	10	16
本別町	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	11	26	22	24
足寄町	7	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12	10	10	17	10
陸別町	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	6	9	8	9	4
浦幌町	1	0	0	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	8	5	18	22	17
帯広市	276	0	9	0	45	6	153	105	4	0	13	6	22	0	3	642	583	736	808	853
管外不明	5	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	7	11	15	10	11
合 計	454	0	20	0	54	6	265	164	8	0	15	8	33	2	5	1,034				
令和2年度	464	0	24	0	40	5	134	212	10	1	22	5	32	2	2	953				
令和元年度	480	0	28	0	125	21	281	235	24	3	38	13	99	3	1	1,351				
平成30年度	591	0	11	0	116	12	315	293	14	1	44	8	72	1	10	1,488				
平成29年度	562	0	13	0	142	20	263	219	7	7	41	12	93	1	9	1,389				

お子さんの悩みの内容に応じた、  
関係機関等も紹介しています。

療育手帳、福祉諸手当等の手続きに  
必要な判定書等を交付します。

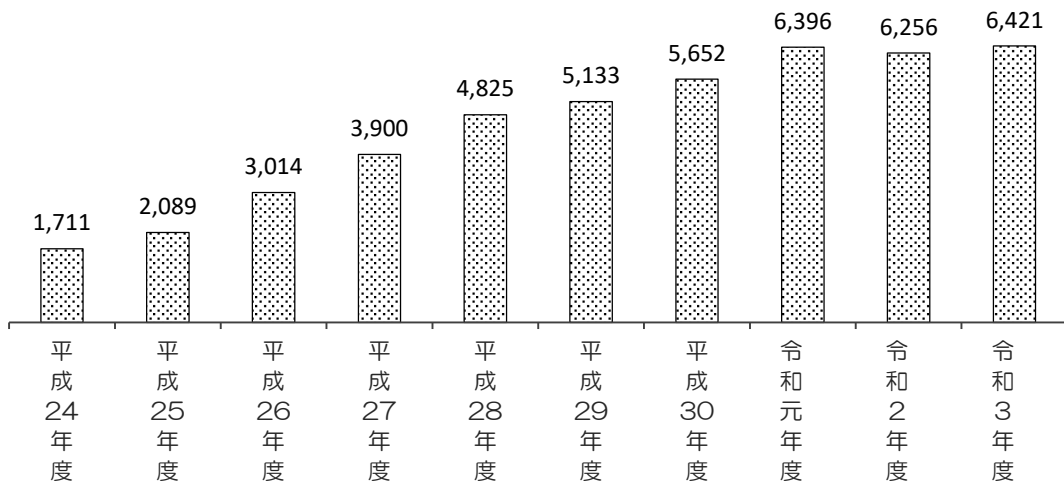


(6) 児童虐待相談の概要

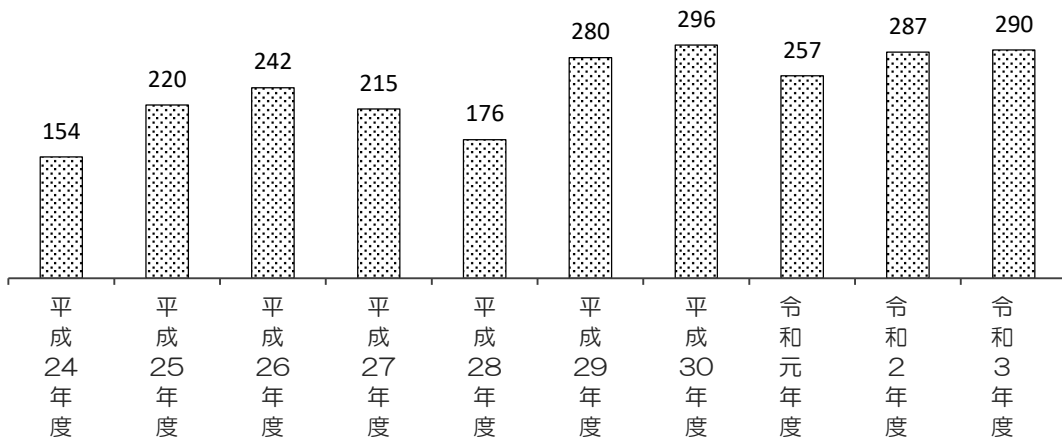
①児童虐待相談処理件数（10年間の推移）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度からの増減数	前年度比増加率
全道	1,711	2,089	3,014	3,900	4,825	5,133	5,652	6,396	6,256	6,421	165	1.03倍
北海道分	1,276	1,687	1,855	2,420	3,027	3,220	3,767	3,995	3,694	4,019	325	1.09倍
札幌市分	435	402	1,159	1,480	1,798	1,913	1,885	2,401	2,562	2,402	▲160	0.94倍
帯広児童相談所	154	220	242	215	176	280	296	257	287	290	3	1.01倍

児童虐待相談処理件数（全道）



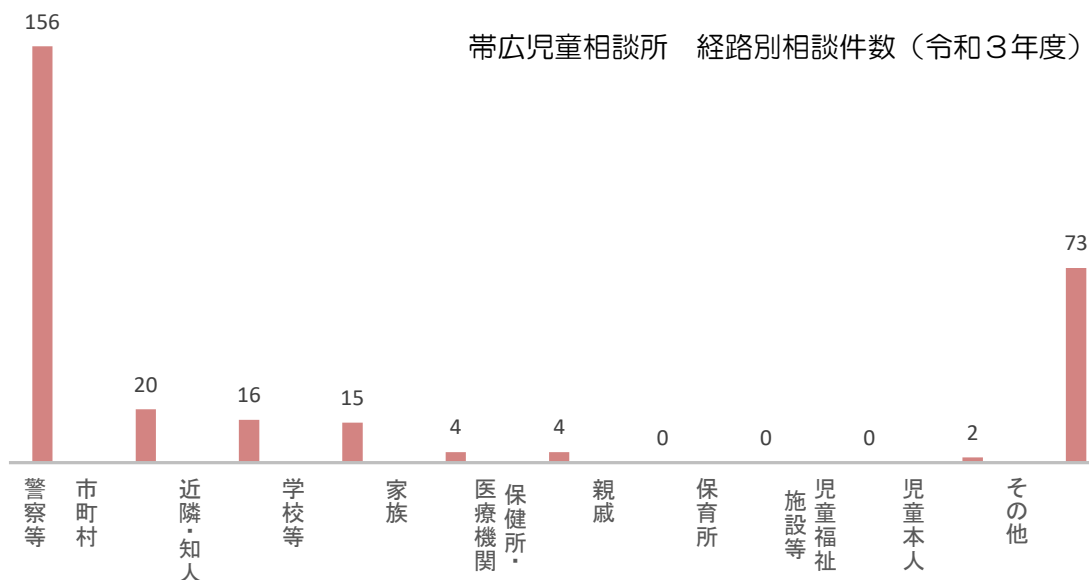
児童虐待相談処理件数（帯広児童相談所）



②児童虐待相談の経路別対応件数

	全道（札幌市除く）				帯広児童相談所									
	令和2年度		令和3年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件	割合	件	割合	件	割合	件	割合	件	割合	件	割合	件	割合
警察等	2,184	59.1%	2,221	55.3%	165	58.9%	169	57.1%	131	51.0%	203	70.7%	156	53.8%
市町村	292	7.9%	327	8.1%	27	9.6%	20	6.8%	28	10.9%	10	3.5%	20	6.9%
近隣・知人	179	4.8%	245	6.1%	13	4.6%	16	5.4%	13	5.1%	10	3.5%	16	5.5%
学校等	148	4.0%	152	3.8%	9	3.2%	10	3.4%	16	6.2%	8	2.8%	15	5.2%
家族	132	3.6%	105	2.6%	4	1.4%	4	1.4%	14	5.4%	5	1.7%	4	1.4%
保健所・医療機関	36	1.0%	35	0.9%	2	0.7%	4	1.4%	5	1.9%	2	0.7%	4	1.4%
親戚	43	1.2%	54	1.3%	8	2.9%	3	1.0%	2	0.8%	3	1.0%	0	0.0%
保育所	14	0.4%	7	0.2%	2	0.7%	1	0.3%	0	0.0%	3	1.0%	0	0.0%
児童福祉施設等	11	0.3%	9	0.2%	2	0.7%	1	0.3%	0	0.0%	5	1.7%	0	0.0%
児童本人	24	0.6%	39	1.0%	1	0.4%	1	0.3%	1	0.4%	3	1.0%	2	0.7%
その他	631	17.1%	825	20.5%	47	16.8%	67	22.6%	47	18.3%	35	12.2%	73	25.2%
計	3,694	100.0%	4,019	100.0%	280	100.0%	296	100.0%	257	100.0%	287	100.0%	290	100.0%

※ その他：福祉事務所等の道の機関、保健センター及び他児童相談所、児童家庭相談センター等。

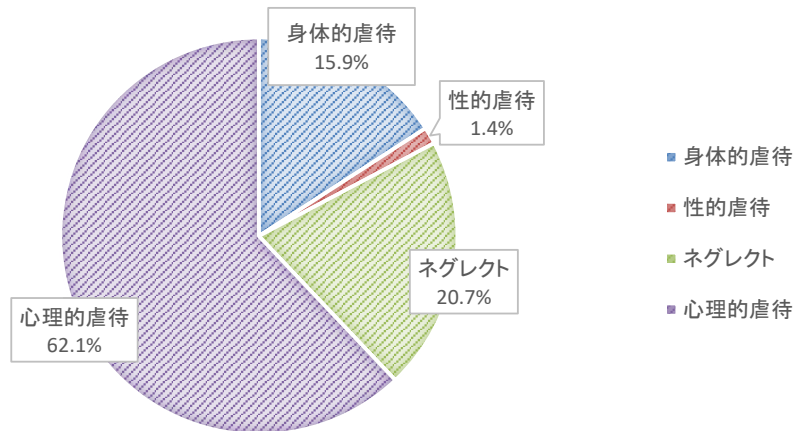


③児童虐待相談の内容別件数

	全 道						帯広児童相談所									
	令和2年度			令和3年度			平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件	増減	割合	件	増減	割合	件	割合	件	割合	件	割合	件	割合	件	割合
身体的虐待	1,240	▲57	19.8%	1,333	93	20.8%	61	21.8%	76	25.7%	57	22.2%	59	20.6%	46	15.9%
性的虐待	43	▲9	0.7%	66	23	1.0%	1	0.4%	1	0.3%	1	0.4%	2	0.7%	4	1.4%
ネグレクト	1,092	▲800	17.5%	1,158	66	18.0%	30	10.7%	42	14.2%	46	17.9%	31	10.8%	60	20.7%
心理的虐待	3,881	726	62.0%	3,864	▲17	60.2%	188	67.1%	177	59.8%	153	59.5%	195	67.9%	180	62.1%
計	6,256	▲140	100.0%	6,421	165	100.0%	280	100.0%	296	100.0%	257	100.0%	287	100.0%	290	100.0%

※増減数は前年比

帯広児童相談所 内容別虐待相談件数（令和3年度）



●身体的虐待

身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をすること。

●心理的虐待

言葉による脅かしや拒否的態度などで子どもの心を傷つける行為をすること。

子どもの目の前で配偶者間の暴言・暴力（DV）は心理的虐待にあたります。

●性的虐待

子どもへの性行、性的暴力・暴行、性的行為の強要・示唆などをすること。

●ネグレクト（養育の怠慢・拒否）

子どもの健やかな発達を損なうなどの不適切な養育、監護の怠慢、放置、子どもの安全に関する重大な不注意や無関心など。保護者以外の同居人の虐待行為を放置した場合も同様です。

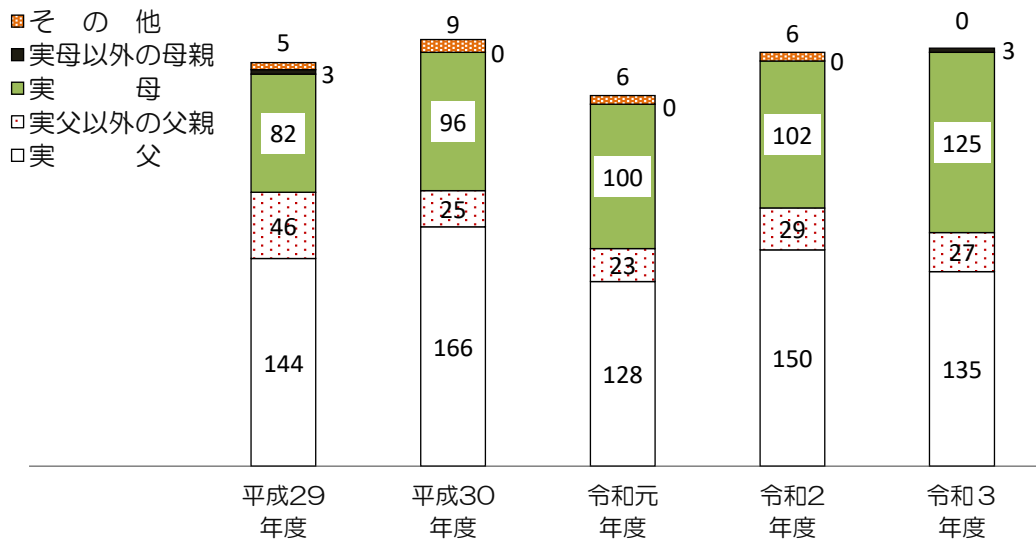
④主たる虐待者別件数（令和3年度、令和2年度全道比較）

	総 数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
全道 令和3年度	6,421	(-67) 2,742	(65) 607	(127) 2,771	(12) 37	(28) 264
	100.0%	42.7%	9.5%	43.2%	0.6%	4.1%
全道 令和2年度	6,256	(-104) 2,809	(-50) 542	(-39) 2,644	(-13) 25	(66) 236
	100.0%	44.9%	8.7%	42.3%	0.4%	3.8%
帯広児童相談所 令和3年度	290	(-15) 135	(-2) 27	(23) 125	(3) 3	(-6) 0
	100.0%	46.6%	9.3%	43.1%	1.0%	0.0%
帯広児童相談所 平成2年度	287	(22) 150	(6) 29	(2) 102	(±0) 0	(±0) 6
	100.0%	52.3%	10.1%	35.5%	0.0%	2.1%

※（）数値は前年度からの増減数

5年間の推移（帯広児童相談所）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実 父	144	166	128	150	135
実父以外の父親	46	25	23	29	27
実 母	82	96	100	102	125
実母以外の母親	3	0	0	0	3
そ の 他	5	9	6	6	0
計	280	296	257	287	290





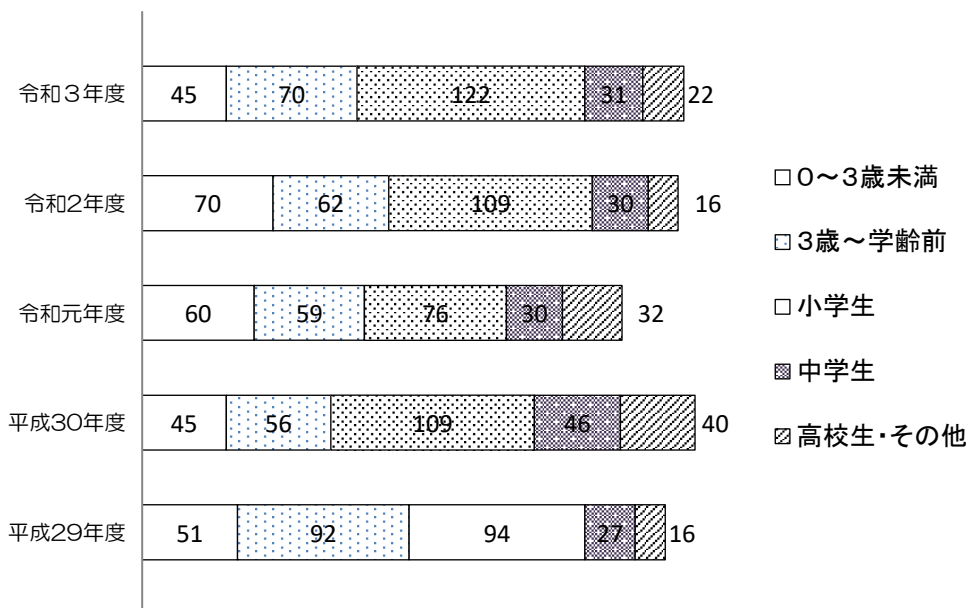
⑤被虐待児の年齢構成別件数（令和3年度 令和2年度全道比較）

	総数	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生・その他
全道 令和3年度	6,421	(-41) 1,100	(9) 1,582	(113) 2,299	(87) 973	(-3) 467
	100.0%	17.1%	24.6%	35.8%	15.2%	7.3%
全道 令和2年度	6,256	(-200) 1,141	(82) 1,573	(7) 2,186	(-2) 886	(-27) 470
	100.0%	18.2%	25.1%	34.9%	14.2%	7.5%
帯広児童相談所 令和3年度	290	(-25) 45	(8) 70	(13) 122	(1) 31	(6) 22
	100.0%	15.5%	24.1%	42.1%	10.7%	7.6%
帯広児童相談所 令和2年度	287	(10) 70	(3) 62	(33) 109	(±0) 30	(-16) 16
	100.0%	24.4%	21.6%	38.0%	10.5%	5.6%

※（）数値は前年度からの増減数

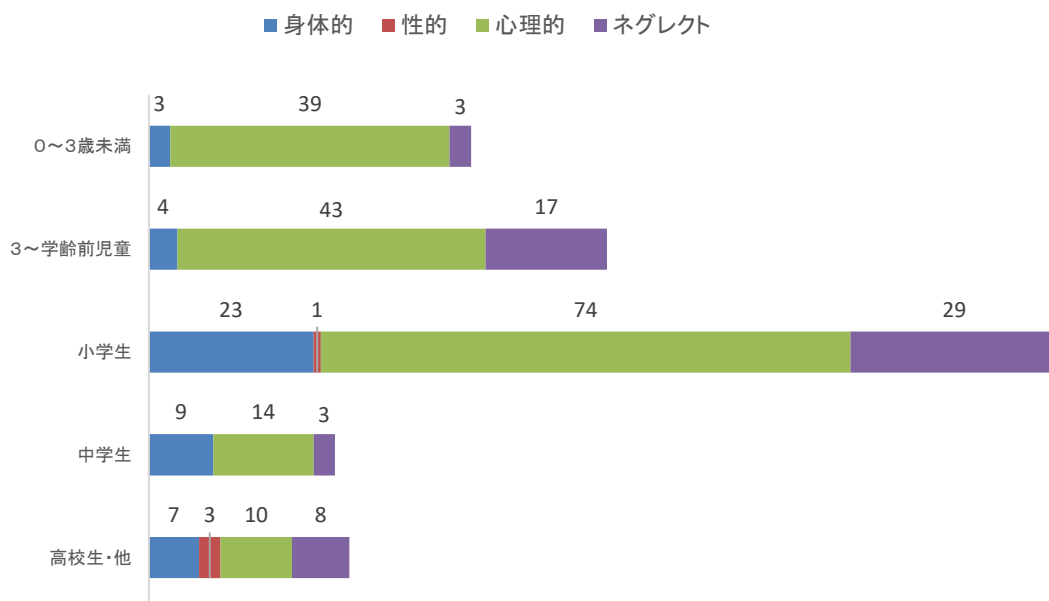
5年間の推移(帯広児童相談所)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
0～3歳未満	51	45	60	70	45
3歳～学齢前	92	56	59	62	70
小学生	94	109	76	109	122
中学生	27	46	30	30	31
高校生・その他	16	40	32	16	22
計	280	296	257	287	290



⑥被虐待児の虐待種別年齢構成別件数（令和3年度帯広児童相談所）

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
0～3歳未満	3		39	3	45
3～学齢前児童	4		43	17	64
小学生	23	1	74	29	127
中学生	9		14	3	26
高校生・他	7	3	10	8	28
計	46	4	180	60	290



帯広児童相談所における令和3年度の虐待相談対応件数は、前年度に比べ総数で3件増加し、290件となっています。前年度に比べ、市町村・近隣知人・学校等からの通告に基づく対応件数が増加しておりますが、依然として警察からの通告が過半数を占めています。

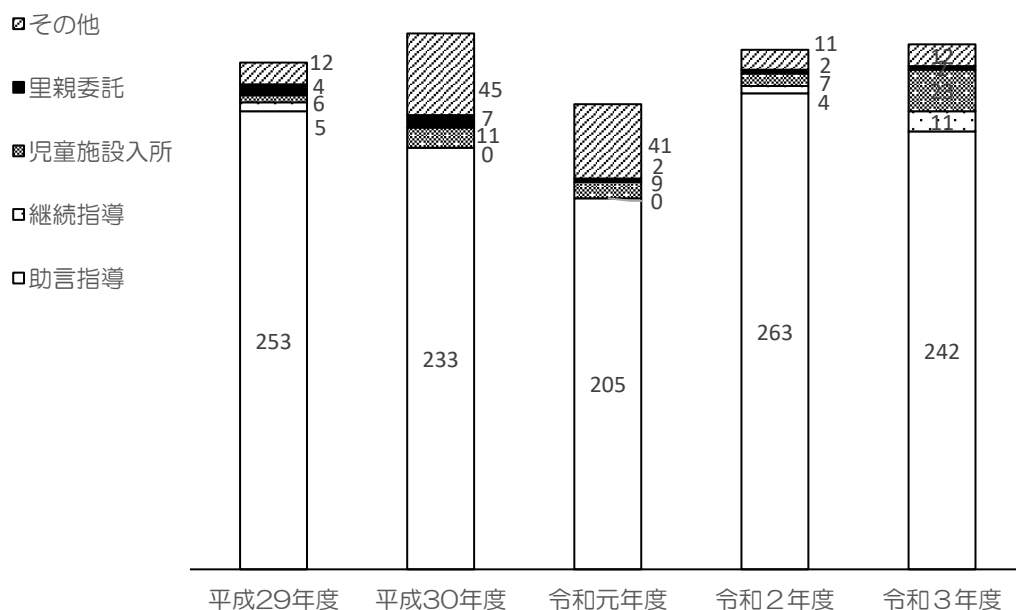
なお、道の児童相談所(札幌市を除く)における児童虐待に対する相談処理件数は325件増加し、4019件となっています。

⑦児童虐待相談の処遇別件数（令和3年度、令和2年度全道比較）

	総数	施設入所	里親等委託	面接指導	その他
全道（札幌市を除く） 令和3年度	4,019	122	14	3,675	208
	100.0%	3.0%	0.3%	91.4%	5.2%
全道（札幌市を除く） 令和2年度	3,694	104	23	3,363	204
	100.0%	2.8%	0.6%	91.0%	5.5%
帯広児童相談所 令和3年度	290	23	2	253	12
	100.0%	7.9%	0.7%	87.2%	4.1%
帯広児童相談所 令和2年度	287	7	2	267	11
	100.0%	2.4%	0.7%	93.0%	3.8%

5年間の推移（帯広児童相談所）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
助言指導	253	233	205	263	242	83.4%
継続指導	5	0	0	4	11	3.8%
児童施設入所	4	11	9	7	23	7.9%
里親委託	6	7	2	2	2	0.7%
その他	12	45	41	11	12	4.1%
計	280	296	257	287	290	100.0%



## 4 措置の状況

### (1) 相談種別対応状況（令和3年度）

相談種別	対	件数																		計	翌年度繰り越し			
		面接指導		児童福祉司指導	児童家庭支援センター指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致・通知（知的障害者福祉・社会福祉主事指導を含む）	児童福祉施設入所	児童福祉施設入所	児童福祉施設入所	児童福祉施設入所	児童福祉施設入所	児童福祉施設入所	児童福祉施設入所	児童福祉施設入所	児童福祉施設入所	児童福祉施設入所	児童福祉施設入所			児童福祉施設入所		
		助言指導	継続指導																				他機関あつせん	
養護相談	児童虐待相談	242	11	-	10	-	-	2	-	-	-	23	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	290	21
	その他の相談	175	1	-	3	-	-	-	-	-	-	15	-	-	6	-	-	11	-	1	3	215	2	
保健相談		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
障害相談	肢体不自由相談	22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	-	-	-	-	2	47	2
	視聴覚障害相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
	言語発達障害等相談	46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	53	2
	重症心身障害相談	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	7	1
	知的障害相談	240	-	-	-	-	-	-	19	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	-	3	265	3
	発達障害相談	155	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	8	169	1
非行相談	＜犯行為等相談	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	
	触法行為等相談	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	
育成相談	性格行動相談	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	16	2
	不登校相談	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	1
	適性相談	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	32	1
	しつけ相談	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
その他の相談		3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	-
計		942	14	1	14	0	0	2	23	0	0	38	0	0	8	29	0	12	0	1	30	1,114	39	

## (2) 市町村別施設種別在籍児童数

(令和4年4月1日現在)

施設種別	障害児施設										指定医療機関	自立援助ホーム	里親・ファミリーホーム	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	福祉型障害児入所施設				医療型障害児入所施設					
					(旧)知的障害児施設	(旧)盲ろうあ児施設	(旧)肢体不自由児療護施設	(旧)自閉症児施設	(旧)肢体不自由児施設	(旧)重症心身障害児施設				
市町村														
帯広市	-	34	2	5	14	-	1	-	1	-	1	1	28	87
音更町	-	3	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	7	15
土幌町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
上土幌町	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
鹿追町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
新得町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
清水町	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
芽室町	-	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	6
中札内村	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
更別村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
大樹町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
広尾町	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
幕別町	-	4	-	-	3	-	-	-	-	1	-	1	2	11
池田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
豊頃町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
本別町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
足寄町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
陸別町	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
浦幌町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
管外不明	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	3
合計	0	52	3	8	22	0	1	0	1	1	1	2	40	131

(3) 児童福祉施設在籍状況

施設種別	施設名	住所	定員	支給決定	措置
児童養護施設	櫻ヶ丘学園	余市郡仁木町銀山2-247	84	/	5
	岩内厚生園	岩内郡岩内町宮園1-2	49	/	2
	歌棄洗心学園	寿都郡寿都町歌棄町歌棄270	70	/	3
	黒松内つくし園	寿都郡黒松内町字黒松内562-1	75	/	5
	富良野国の子寮	富良野市字東鳥沼1	55	/	2
	美深育成園	中川郡美深町字敷島283	45	/	1
	旭川育児院	旭川市台場2条2丁目3の45	70	/	0
	わかすぎ学園	室蘭市母恋南町5-5-39	28	/	2
	十勝学園	帯広市東9条南21丁目1-9	45	/	32
児童心理治療施設	バウムハウス	伊達市松ヶ枝町243-1	50	/	3
福祉型障害児入所施設	もなみ学園	札幌市南区石山東3丁目5番1号	60	0	0
	ノビロ学園	札幌市清田区真栄483-4	45	1	0
	しりべし学園	寿都郡黒松内町字黒松内565-2	40	0	5
	ひまわり学園	紋別郡遠軽町生田原安国302-7	50	0	3
	つつじヶ丘学園	帯広市西25条南4丁目10番地	50	3	14
	きたみ学園	北見市川東226番地2	7	0	0
	室蘭言泉学園	室蘭市母恋北町1丁目4番-2号	30	0	0
	北海道社会福祉事業団 白糠学園	白糠郡白糠町和天別155-1	30	0	1
医療型障害児入所施設	北海道立子ども総合 医療・療育センター	札幌市手稲区手稲金山1条1丁目240-6	110	3	1
	北海道立旭川子ども 総合療育センター	旭川市春光台2条1丁目1番43号	140	0	0
	札幌あゆみの園	札幌市白石区川北2254-1	168	0	0
	緑ヶ丘療育園	札幌市西区山の手3条12丁目3-12	160	0	0
	大倉山学院	小樽市見晴町20番2号	160	0	0
	みどりの里	小樽市築港10番1号	120	1	1
	北海道療育園	旭川市春光台4条10丁目	336	0	0
	美幌療育病院	網走郡美幌町字美富9番地	120	0	0
指定医療機関	国立病院機構帯広病院	帯広市西18条北2丁目16番地	120	1	1
	北海道医療センター	札幌市西区山の手5条7丁目1-1	56	1	0
児童自立支援施設	北海道立向陽学院	北広島市西の里1015	48	/	1
	北海道立大沼学園	亀田郡七飯町字西大沼8	48	/	1
	北海道家庭学校	紋別郡遠軽町留岡34	85	/	6
乳児院	札幌乳児院	札幌市白石区川北2254-1	40	/	0
自立援助ホーム	ぼれぼれ	釧路市大川町8-43	6	/	1
	KCカルム	釧路市住吉2丁目11-2	12	/	1
ファミリーホーム	ベテスタホーム	札幌市手稲区富丘2条5丁目1の90	6	/	2
	みんなのおうち	帯広市川西町基線57-49	6	/	6
里親	里親委託	-	-	/	32
計				10	131

## 5 里親・里子の状況

### (1) 里親・里子の状況（令和3年度）

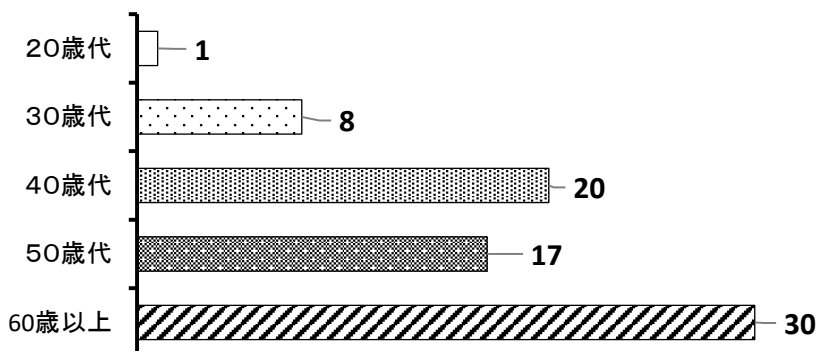
里 親				里 子			受託率 (B/A) %
新規登録・ 転入 (組)	取り消し・ 転出 (組)	年度末 登録里親数 (A)	年度末 委託里親数 (B)	新規委託・ 転入 (人)	委託解除・ 転出 (人)	委託児童数 (人)	
12	5	76	25	7	10	33	32.9

### (2) 市町村別里親・里子数（令和3年度）

市町村 項目	音更町	土幌町	上土幌町	鹿追町	新得町	清水町	芽室町	中札内村	更別村	大樹町	広尾町	幕別町	池田町	豊頃町	本別町	足寄町	陸別町	浦幌町	帯広市	合計	
	里親登録数 (組)	13	1	0	2	3	1	7	2	1	0	0	7	0	2	1	0	0	0	0	36
委託里親数 (組)	6	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	14	25
委託里子数 (人)	8	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	17	33

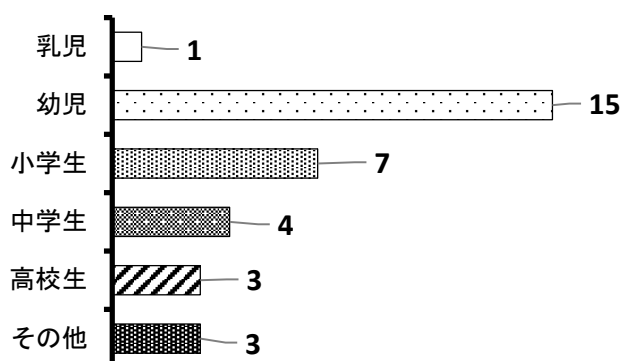
### (3) 里親の年齢構成

	人数(人)
20歳代	1
30歳代	8
40歳代	20
50歳代	17
60歳以上	30
計	76



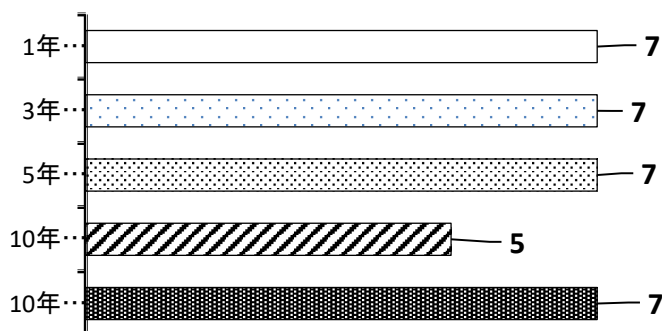
### (4) 里子の年齢構成

	人数(人)
乳児	1
幼児	15
小学生	7
中学生	4
高校生	3
その他	3
計	33



### (5) 里子の委託期間

	人数(人)
1年未満	7
3年未満	7
5年未満	7
10年未満	5
10年以上	7
計	33



# 里親制度 についてのご案内

## 里親とは

里親とは、親の病気、行方不明、離婚などいろいろな事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のことを言います。里親制度は児童福祉法に基づいて、里親になることを希望する方に子どもの養育をお願いする制度です。

里親は、特別な方だけがなれるイメージをお持ちの方がいるようですが、実際にはどこにでもいる普通の家庭のお父さん、お母さんたちです。

## 里親制度について

里親制度は、保護者の病気、行方不明、離婚などの事情により、保護者と生活できない子どもたちを、北海道知事が適当と認めるもの（里親）に委託し、家庭的な環境の中で養育していただく公的な制度です。

里親には養育費として、里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが支給されます。

## 委託児童

里親家庭が預かる子どもは児童相談所が里親に養育を委託することを認めた0歳～18歳の子どもです。

養育期間は児童相談所が認める期間で、子どもの年齢や状況に応じ決められます。

また、里親が同時に養育できる委託児童は4人までで、実子と合わせ6人までが限度です。

## 里親になるには

特別な資格は必要ありませんが、都道府県等実施する養育里親研修を終了し、養育里親名簿に登録されたものであって次の要件を満たしていなければなりません。

- ・心身ともに健全であること
- ・子どもの養育についての理解や熱意と愛情を持っていること
- ・経済的に困窮していないこと
- ・子どもの養育に関し虐待などの問題がないこと
- ・同居人に、虐待などの欠落事由がないこと

虐待や親の病気など様々な理由で、  
親と一緒に暮らせない子どもたちがいます。

里親を募集しています  
関心のある方は児童相談所へ



### Ⅲ 判定業務の概要

#### 1 診断及び検査の状況

##### (1) 相談種別心理判定実施状況（5年間の推移）

		養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	合計
H29年度	件	51	0	579	3	133	4	770
	%	6.6	0.0	75.2	0.4	17.3	0.5	100.0
H30年度	件	45	0	596	5	89	0	735
	%	6.1	0.0	81.1	0.7	12.1	0.0	100.0
R元年度	件	59	0	585	5	122	0	771
	%	7.7	0.0	75.9	0.6	15.8	0.0	100.0
R2年度	件	51	0	325	10	56	2	444
	%	11.5	0.0	73.2	2.3	12.6	0.5	100.0
R3年度	件	68	0	417	5	43	0	533
	%	12.8	0.0	78.2	0.9	8.1	0.0	100.0

##### (2) 心理診断実施状況（令和3年度心理診断率）

相談種別 項目	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語障害発達相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	＜犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談		
受理件数	258	196	0	20	0	54	6	265	164	8	0	15	8	33	2	5	1,034
心理診断	45	23	0	0	0	45	2	233	137	5	0	7	6	29	1	0	533
心理診断率	17.4%	11.7%	0.0%	0.0%	0.0%	83.3%	33.3%	87.9%	83.5%	62.5%	0.0%	46.7%	75.0%	87.9%	50.0%	0.0%	51.5%

##### (3) 諸証明等交付状況（令和3年度）

証明書種類		件数
特別児童扶養手当診断証明		74
障害児福祉手当診断証明		31
幼稚園通園・保育所入所にかかる判定証明書等		0
児童福祉法・障害者総合支援法制度活用		11
障害年金		11
関係機関との連携	医療機関	53
	教育機関	173
	療育機関	49
	その他	100
その他		312
計		814

療育手帳・福祉諸手当等の手続きに必要な判定書等を交付しています。



(4) 心理学的検査及び心理治療・カウンセリング実施状況（令和3年度）

	医学的診断指導				心理診断・指導						心理療法・カウンセリング等				
	実数	延べ実施数			実数	延べ実施数					実数	延べ実施数			
		診察・指導	医学的検査	その他		知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察指導		医師	心理判定員	児童福祉司	その他の所員
児童	21	21	15	0	534	540	263	368	187	60	22	6	16	0	0
保護者	14	14	0	0	0	0	0	0	0	0	9	8	1	0	0
その他	63	63	0	0	0	0	0	0	0	0	11	11	0	0	0
計	98	98	15	0	534	540	263	368	187	60	42	25	17	0	0

(5) 心理学的検査の実施件数内訳（令和3年度）

検査名		実施件数
知能検査	田中ビネー知能検査V	238
	WISC-Ⅲ知能検査	3
	WISC-Ⅳ知能検査	165
	WAIS-Ⅳ	24
	DAMグッドイナフ人物画知能検査	49
計		479
発達検査	新版K式発達検査	46
	遠城式乳幼児分析的発達検査	11
	S-M社会生活能力検査	170
	KIDS乳幼児発達スケール	27
計		254
人格検査	パウムテスト	258
	P-Fスタディ(絵画欲求不満テスト)	57
	ロールシャッハテスト	3
	精研式文章完成法テスト SCT	19
	S-HTP	1
	動的家族画	19
計		357
その他の検査	BGT ベンダーゲシュタルト検査	74
	概念発達検査	2
	FDT親子関係診断検査	19
	TSCC 子ども用トラウマ症状チェックリスト	8
	改訂版 随意運動発達検査	8
	社会的認知課題	1
	CCP 親子関係診断検査	15
	人生グラフ	7
	TK式DEL検査	6
	心の理論	2
	PARS-TR	7
	ASSQ-R	26
	M-CHAT	6
	PSI	21
	ADHD RS-Ⅳ	3
計		205
合計		1,295

← 知能発達の程度、知能構造等を理解するために行う検査

← 質問内容の理解力や遂行能力等を必要としない検査のため、主に低年齢の子どもや心身に障害を有する子どもの発達や障害を理解するのに有効な検査

← 人格や行動の特性を理解するために行う検査

(6) 心理療法の実施件数内訳（令和3年度）

心理療法名	実施件数
箱庭療法	13
創作活動	13
心理面接	69
その他	1
合計	96

#### IV 一時保護業務の概要

##### 1 入所の状況

##### (1) 相談種別一時保護状況〈一時保護所〉(5年間の推移)

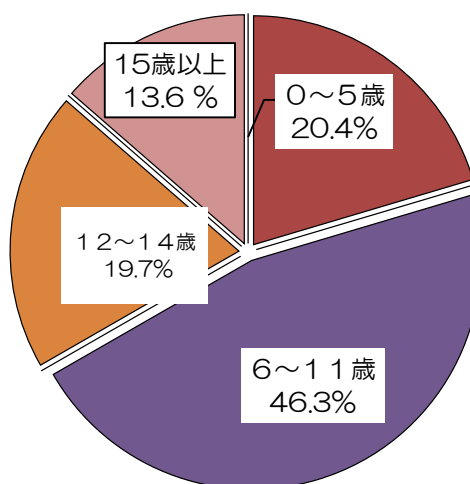
相談種別 年度		養護相談		保健相談		障害相談		非行相談		育成相談		その他の相談		合計	
		件数													
29 年度	件数	94		0		0		4		4		0		102	
	男	44	50	0	0	0	0	2	2	3	1	0	0	49	53
	%	92.2%		0.0%		0.0%		3.9%		3.9%		0.0%		100.0%	
30 年度	件数	81		0		0		6		9		0		96	
	男	43	38	0	0	0	0	0	6	5	4	0	0	48	48
	%	84.4%		0.0%		0.0%		6.3%		9.4%		0.0%		100.0%	
元 年度	件数	77		0		0		9		7		0		93	
	男	44	33	0	0	0	0	4	5	4	3	0	0	52	41
	%	82.8%		0.0%		0.0%		9.7%		7.5%		0.0%		100.0%	
2 年度	件数	70		0		0		6		2		0		78	
	男	42	28	0	0	0	0	5	1	2	0	0	0	49	29
	%	89.7%		0.0%		0.0%		7.7%		2.6%		0.0%		100.0%	
3 年度	件数	86		0		0		5		2		0		93	
	男	43	43	0	0	0	0	3	2	1	1	0	0	47	46
	%	92.5%		0.0%		0.0%		5.4%		2.2%		0.0%		100.0%	

##### (2) 年度別一時保護状況(5年間の推移)

年度	相談受理 件数	一時保護児童		保護 率	一日平均 保護児童数 (人)	一人平均 保護日数 (日)	一時保護委託児童	
		実 人 員	延 べ 日 数				人数	日数
29年度	1,389	102	2,305	7.3%	6.3	22.6	81	1,668
30年度	1,488	96	2,043	6.5%	5.6	21.3	59	1,675
元年度	1,351	93	2,262	6.9%	6.2	24.3	56	2,002
2年度	953	78	2,341	8.2%	6.4	30.0	47	1,766
3年度	1,034	93	3,102	9.0%	8.5	33.4	54	1,877

(3) 年齢別一時保護状況（令和3年度）

年齢	割合
0～5歳	20.4%
6～11歳	46.3%
12～14歳	19.7%
15歳以上	13.6%



(4) 一時保護における相談種別措置状況（令和3年度）

種別	項目	保護期間別人数					措置別人数						計
		10日未満	20日未満	1か月未満	2か月未満	2か月以上	児童福祉施設入所	里親・保護受託者委託	他の児童相談所・機関に委託	家庭復帰	その他	翌年度繰り越し	
養護	児童虐待	13	8	16	22	24	22	4	0	19	32	6	83
	その他	32	8	8	3	5	10	3	0	11	30	2	56
	障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非行相談	2	1	0	0	3	1	1	0	1	2	1	6
	育成相談	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	その他の相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	47	19	24	25	32	33	8	0	32	65	9	147

●一時保護の期間

一時保護は、児童の居所を指定することになり、必然的に児童の行動を制限することとなるため、一時保護の期間はその目的を達成するための必要最小限の期間とすることとされています。

## 2 一時保護所の日課

7:00	7:45	9:00	9:30	11:00	12:00	13:00	15:00	15:30	18:00	18:30	
起床・洗面	朝食	清掃	学習	運動	昼食	作業・レクリエーション (幼児昼寝)	おやつ	自由時間・入浴	夕食	余暇・日記	就寝 幼児 20:00 小学生 21:00 中学生以上 22:00

### 一時保護の目的1

#### ●緊急保護

- ・ 棄児、家出児童等、現に適当な保護者又は宿所がないために、緊急に保護する必要がある場合。
- ・ 虐待、放任等の理由により、児童を家庭から一時的に引き離す必要がある場合。
- ・ 児童の行動が自己または他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし、又はその恐れがある場合。

### 一時保護の目的2

#### ●行動観察

適切かつ具体的な援助方針を決めるために、十分な行動観察、生活指導を行う必要がある場合。

### 一時保護の目的3

#### ●短期的入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断できる場合であって、児童の性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當である場合。



## V 各種事業の実施状況

### 1 各種巡回児童相談事業

#### (1) 巡回児童相談

地域住民の不便さを補い、児童問題に効果的に対処するため、町村からの希望に応じ巡回し相談活動を行っています。

<令和3年度実施状況>

実施市町村	実施回数	相談件数
16町2村（帯広市以外）	15回	25件

#### (2) 在宅障がい児巡回療育相談

在宅の重症心身障がい児（者）に対し、専門医師（北海道療育園）の協力のもとに巡回し、診断・相談等を行っています。

<令和3年度実施状況>

実施市町村	実施日	相談件数
1市	11月8日	1件

### 2 児童虐待防止対策推進事業

#### (1) 十勝地域要保護児童対策連絡協議会

被虐待児など要保護児童等の権利を守るとともに健全な育成を図るため、協議会を設置し、関係の行政機関や民間団体との緊密な連携と相互の協力により、虐待防止や自立支援の推進を図っています。

<構成機関>

市町村、北海道（保健行政室、社会福祉課、環境生活課、教育局）、民生児童委員、保育所、幼稚園、子育て支援センター、児童養護施設等、医師会、警察、家庭裁判所、法務局、人権擁護委員協会、弁護士会、民間協力団体

#### (2) 児童虐待対応プロジェクトチーム

児童虐待の対応について、専門的な見地から助言を得るため、医師3名、弁護士1名、警察官1名を委員に委嘱した「プロジェクトチーム」を設置し、全体協議の中で効果的解決を図っています。

#### (3) 児童虐待法的・医療的対応機能強化事業

児童の安全な身柄確保、それ以降の継続援助に対応するため登録弁護士による司法的な調整や援助、及び医学的判断等を要する事例に迅速かつ適切に対応するための協力医療機関による専門的技術的助言を得るために平成18年度より開始しています。

(4) 児童相談所カウンセリング強化事業

精神科等の医師を委嘱し、児童虐待を行う保護者への治療的カウンセリングを行っています。

- ・嘱託医師：精神科医 1 名

(5) 児童虐待防止及び里親制度普及啓発事業

1 1 月の「児童虐待防止推進月間」事業の取り組みと合わせ児童虐待問題及び里親制度の社会全般の理解と関心を深めるため、街頭啓発活動を行っています。

- 街頭啓発活動：イトーヨーカドー、イオン 令和3年1 1 月1 日（月）

…帯広児童相談所・十勝こども家庭支援センター・帯広警察署

- 十勝総合振興局及び市町村職員のオレンジリボン着用 令和3年1 1 月1 日～1 1 月3 0 日

- 児童虐待防止シンポジウム：令和3年1 1 月2 3 日（火）

釧路市生涯学習センター「まなぼっと幣舞」 多目的ホール

- ◆講演 講師 オフィス・チカブ 代表 阿部 弘美 氏

「地域での子ども家庭支援と子ども虐待の予防」

3 市町村児童相談体制整備支援事業

(1) 市町村児童相談担当職員研修

平成1 7 年度より児童相談窓口を市町村が担うこととされたことに伴い、町村の相談体制の整備と職員の児童相談技術の向上を図るための支援として、市町村の児童相談を担当する職員に対して、研修会を行っています。

(2) 市町村児童相談担当職員受入研修

市町村の児童相談担当職員を一定期間児童相談所に受け入れての研修も行っていきます。

帯広市・音更町・鹿追町・芽室町・中札内村・大樹町・広尾町・豊頃町・本別町・足寄町	実施日数：8 日	人数：1 8 人
--	----------	----------

4 里親研修事業

(1) 養育里親研修（基礎、認定前）

2 回実施 1 8 名参加

(2) 養育里親研修（更新）

1 回実施 1 1 名参加

## 5 関係機関との連携の状況

### (1) 要保護児童対策地域協議会（要対協）への出席

各市町村が開催する協議会に出席し、個別ケースへの対応について関係機関との役割分担を図っています。また、個別ケース検討会議他、代表者会議、実務者会議に出席し、要保護児童や特定妊婦への対応状況等について市町村と情報共有を行っています。

令和3年度の出席状況：代表者会議10回、実務者会議8回、個別ケース会議138回

### (2) 子どもの安心・安全ネットワーク推進事業

児童虐待の未然防止体制を一層強化するため、保健所と共催で要対協を活用する仕組み作り、子育て世代包括支援センター及びこども家庭総合支援拠点の設置の推進のための検討会議や研修会を開催するとともに、市町村等への技術援助を行っています。

#### ●令和3年度実績

地域別企画検討会議2回、地域別子どもの安全・安心ネットワーク推進検討会1回、要対協調整機関担当者や児童福祉担当者等の支援強化に係る技術援助43回

### (3) 児童福祉活動等への支援

市町村や地域諸団体等が開催する講演会、児童福祉に関する諸会議・協議会等へ職員を派遣し、各種児童福祉活動に対する支援、関係機関との連携を図っています。

令和3年度の連携状況：児童相談所開催1回、家庭裁判所・警察2回、振興局・教育局5回  
市町村・教育委員会17回 その他・団体8回

## 6 社会福祉団体(十勝地区里親会)の育成指導

里親の相互連携、里親制度の啓蒙、研修、親睦などを目的として組織された「十勝地区里親会」に対し助言を行っており、令和3年度に実施した主な事業は次の通りです。

### (1) 児童福祉週間の行事～委託中の里子に対して地区里親会よりプレゼント贈呈

### (2) 北海道里親研修大会への参加

新型コロナウイルス感染拡大のためオンライン（主催：くるみ里親会 共催：北見市）

令和3年9月5日（日） 帯広児童相談所2階会議室

参加：里親4名、児相職員3名

### (3) 十勝地区里親研修事業

#### ① 令和3年10月3日（日） とかちプラザ大集会室

参加：里親38名、児相職員6名

#### ② 「里親激励のつどい」

新型コロナウイルス感染拡大のため中止

### (4) 野遊会

新型コロナウイルス感染拡大のため中止

### (5) 里ママのつどい

令和3年 6月28日 芽室町 参加18名

令和3年10月25日 帯広市 参加23名

### (6) 会報の発行（年1回）

### (7) 里親希望者の開拓



# お気軽にご相談ください

児童相談所は、

18才未満の子どもや家庭の相談に応じ、  
子どもが明るく健やかに成長していけるよう  
お手伝いする相談機関です。

- ・相談内容の秘密は固く守ります。
- ・相談のための費用はかかりません。  
あらかじめ電話で 予約いただければ、  
お待たせすることなく、相談に応じられます。

■相談時間は、8:45～17:30(土日、祝日及び年末年始除く)  
※なお、虐待等緊急の場合は、いつでもご連絡ください。



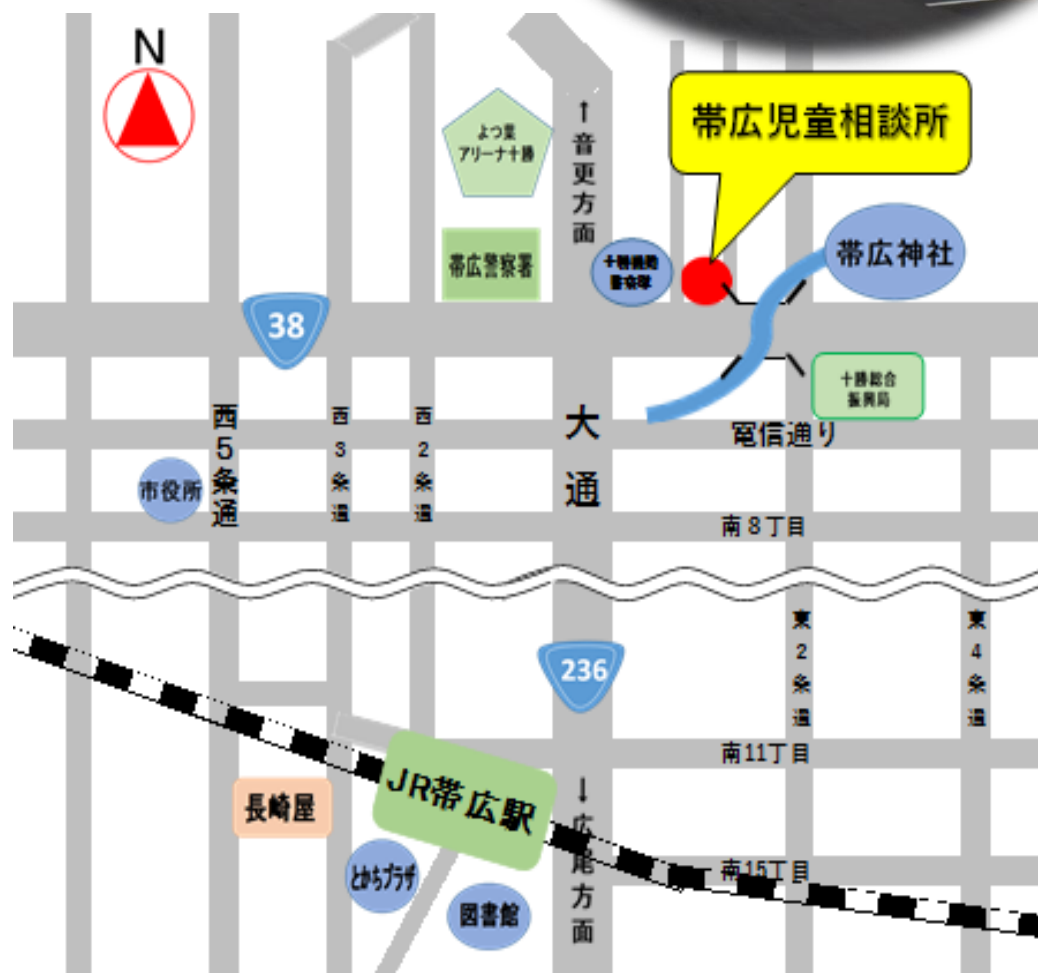
通話無料  
児童相談所  
虐待対応  
ダイヤル

いち はや く

189

- お住まいの地域の児童相談所につながります。
- 通告・相談は匿名でも行えます。
- 通告・相談をした人や内容に関する秘密は守られます。

※一部のIP電話からはつながりません。



北海道帯広児童相談所

## 業務概要

令和4年度(2022年度)版

[令和3年度(2021年度)実績]

編集 北海道帯広児童相談所

〒080-0801 帯広市東1条南1丁目1-2

TEL (0155)22-5100

FAX (0155)22-5106

E-mail:hofuku.obijido1@pref.hokkaido.lg.jp